

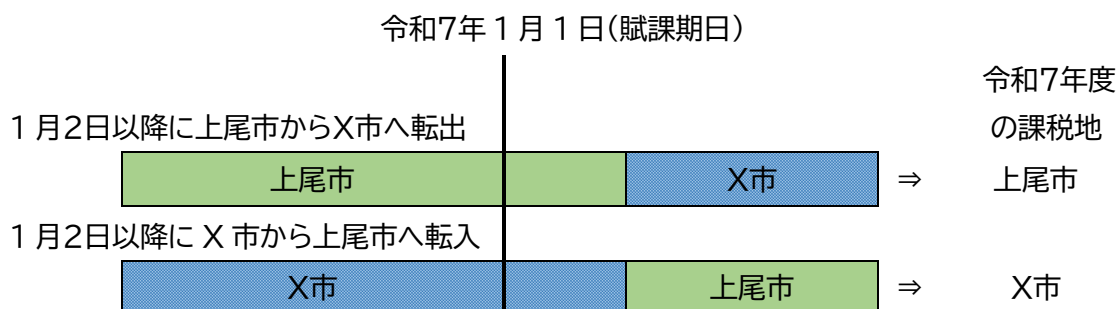
3 住民税を納める方

住民税の課税の基準日である1月1日(賦課期日)時点で、下表にあてはまる方

	均等割	所得割
上尾市内に住所のある方	○	○
上尾市内に事務所、事業所又は家屋敷を持っている方で、 上尾市内に住所のない方	○	

【注】その年の1月2日以降に他の市区町村へ転出した場合でも、1月1日時点で上尾市に住所があった場合は、上尾市に住民税を納めることになります。上尾市に住所があるかは、原則として住民基本台帳に基づいて判断しますので、住所に変更があった場合は、お早めに住所異動に関する届け出をしてください。

《例》「令和7年度住民税」の場合



4 住民税が課税されない方

均等割・所得割がともに課税されない状態を、「非課税」と呼びます。
また、均等割が課税されない場合、森林環境税(国税)も課税されません。

(1) 均等割・所得割・森林環境税(国税)がともに課税されない方(非課税の方)

- ・ 生活保護法によって生活扶助を受けている方
 - ・ 障害者、未成年、寡婦またはひとり親で、前年中の合計所得金額※1が1,350,000円以下の方
 - ・ 前年中の合計所得金額が次の額以下の方
 - 同一生計配偶者※2・扶養親族がいない場合:415,000円
 - 同一生計配偶者・扶養親族がいる場合:315,000円×(扶養親族等※3の数+1)+289,000円
- 【※1】 合計所得金額については、7ページを参照してください。
【※2】 同一生計配偶者については7ページを参照してください。
【※3】 扶養親族等とは、同一生計配偶者および扶養親族をいいます。

扶養人数と、住民税・森林環境税(国税)が非課税となる金額の早見表

同一生計配偶者 及び 扶養親族の人数	合計所得金額	給与等の 収入金額	公的年金等の 収入金額 (65歳未満)	公的年金等の 収入金額 (65歳以上)
なし	415,000円	965,000円	1,015,000円	1,515,000円
1人	919,000円	1,469,000円	1,592,001円	2,019,000円
2人	1,234,000円	1,879,999円	2,012,001円	2,334,000円
3人	1,549,000円	2,327,999円	2,432,001円	2,649,000円
4人	1,864,000円	2,779,999円	2,852,001円	2,964,000円
5人	2,179,000円	3,227,999円	3,272,001円	3,279,000円

※6人以上省略

(2) 所得割が課税されない方

- 前年の総所得金額等※1が次の額以下の方

同一生計配偶者・扶養親族がない場合:450,000円

同一生計配偶者・扶養親族がいる場合:350,000円×(扶養親族等の数+1)+420,000円

【※1】総所得金額等については、7ページを参照してください。

扶養人数と、所得割のみ課税されない金額の早見表

同一生計配偶者 及び 扶養親族の人数	総所得金額等	給与等の 収入金額	公的年金等の 収入金額 (65歳未満)	公的年金等の 収入金額 (65歳以上)
なし	450,000円	1,000,000円	1,050,000円	1,550,000円
1人	1,120,000円	1,703,999円	1,860,001円	2,220,000円
2人	1,470,000円	2,215,999円	2,326,667円	2,570,000円
3人	1,820,000円	2,715,999円	2,793,334円	2,920,000円
4人	2,170,000円	3,215,999円	3,260,001円	3,270,000円
5人	2,520,000円	3,703,999円	3,726,667円	3,726,667円

※6人以上省略

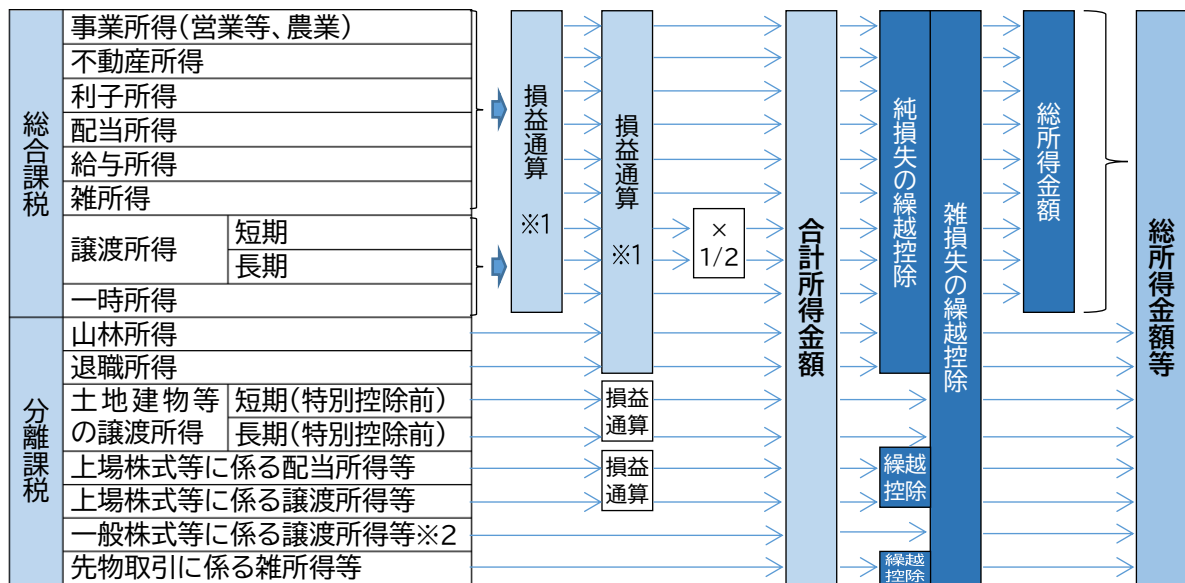
≪例≫夫(給与収入)・妻(収入なし)・子2人(収入なし)の世帯(扶養親族等の数3人)

前年中、夫の給与収入に対する合計所得金額が・・・

- ・1,549,000円以下のときは、均等割・所得割・森林環境税(国税)ともに課税されません。
- ・1,549,000円を超え、1,820,000円以下のときは、均等割・森林環境税(国税)のみ課税されます。
- ・1,820,000円を超えるときは、均等割・所得割・森林環境税(国税)ともに課税されます。

《参考》「合計所得金額」と「総所得金額等」の違い

- ・ 「合計所得金額」とは、繰越控除(前年から繰越された損失を控除する制度をいいます。)を適用する前の所得(分離長期譲渡所得・分離短期譲渡所得においては特別控除前)の合計額をいいます。
- ・ 「総所得金額等」とは、繰越控除(前年から繰越された損失を控除する制度をいいます。)を適用した後の所得(分離長期譲渡所得・分離短期譲渡所得においては特別控除前)の合計額をいいます。



【※1】 不動産所得、事業所得、譲渡所得及び山林所得の損失については、他の所得区分の利益と相殺する損益通算をすることができます。

【※2】 一般株式等について損失が生じた場合、繰越控除はできません。

《参考》同一生計配偶者及び扶養親族について

- ・ 同一生計配偶者とは、本人と生計を一にする配偶者(青色事業専従者及び白色事業専従者を除きます。)で、合計所得金額が 480,000 円以下の方をいいます。控除対象配偶者(配偶者控除の対象となる方)と異なり、本人の所得要件はありません。
- ・ 扶養親族とは、本人と生計を一にする親族(配偶者、青色事業専従者及び白色事業専従者を除きます。)で、合計所得金額が 480,000 円以下の方をいいます。なお、16 歳未満の年少扶養親族も含まれます。